

- 2 センターは、名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。
- 3 センターは、名簿を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。
- 4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に名簿を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第12条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、名簿を活用し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月7日

津市広明町13番地
甲 三重県
三重県知事

鈴木英敬

多気郡明和町大字馬之上945番地
乙 明和町
明和町長

中井幸亮

災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する

協定書

三 重 県
明 和 町

災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と明和町（以下、「乙」という。）とは、明和町内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

第 2 条 この協定において、避難行動要支援者（聴覚障がい者）とは次に掲げる者をいう。

- (1) 聴覚 1 級から 3 級までの身体障害者手帳を交付されている者であって、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者（聴覚障がい者）の情報提供及び支援要請）

第 3 条 乙は、センターに対し、平常時から前条第 1 項第 1 号に規定する避難行動要支援者名簿の写し（以下、「名簿」という。）を提供する。

2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 センター及び乙は、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

第 4 条 センターは、乙から前条に規定する要請があったときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。

2 前項の規定にかかわらず、明和町内で震度 5 強以上の地震が発生したとき又は乙が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」若しくは「避難指示（緊急）」を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、名簿を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

（経費の負担）

第 5 条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第 6 条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

（災害時の活動報告）

第 7 条 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

（事故）

第 8 条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第 9 条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

（名簿の管理）

第 11 条 センターは、第 4 条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で名簿を利用してはならない。